

公 告

道営土地改良（遠別第２地区（農業用排水施設、区画整理））事業の事業計画を変更するため、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第８８条第１項の規定により、次の事項を記載した書類とともにこの旨を公告します。

なお、この事業計画の変更後の受益地域内にある農用地の所有者でその農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まないものでその農用地につき、当該土地改良事業に参加しようとするものは、同法第３条の規定により、令和８年８月１０日までに遠別町農業委員会に申し出てください。

令和８年７月２７日

北海道知事 鈴木 直道

記

- １ 土地改良事業変更計画概要書
- ２ 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準等を記載した書面